

## 訓練等給付サービスにおける暫定支給決定に係る取扱いの変更について

### 1 変更の趣旨

訓練等給付サービスにおける現行の暫定支給決定のあり方について見直しを行う。

＜暫定支給決定＞

サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向の確認を行うとともに、サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（2か月以内）に係る支給決定であり、訓練等給付サービスの一部について定められている。

### 2 対象となるサービス種別

- (1) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援 A 型

### 3 変更の理由及び内容

本市においては、現行、支給決定前の実習等により行われるアセスメントをもって暫定支給決定に替える取扱いを認めているが、厚生労働省から、支給決定前の実習等により行われるアセスメントは、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等とみなすことはできない旨の指導があったため、今後は、この取扱いを認めないこととする。

この取扱いの変更により、ほとんどのケースについて、暫定支給決定を行うこととなる。

### 4 暫定支給決定を必要としないケース（例示）

- (1) 就労移行支援事業所（養成施設）を利用する場合（例：国立障害者リハビリテーションセンター等）
- (2) 多機能型事業所において、サービスを利用している利用者が、同一事業所において、別の暫定支給決定の対象となるサービスを利用する場合
- (3) 事業所において暫定支給決定の対象となるサービスを利用している利用者が、転居により支給決定権者（市町村）が変更となったが、同一事業所・同一サービスを利用する場合

### 5 変更時期

平成 27 年 10 月支給決定分から（平成 27 年度の早い段階に通知発出）

### 6 その他

今後、愛知県及び県内中核市（豊田市、豊橋市、岡崎市）と調整を図りながら、関係機関等に対する十分な周知を行う。

### 7 お問合わせ先

健康福祉局障害者支援課指定事業係

電話 052-972-2560

FAX 052-972-4149